



2023年6月27日

各 位

会 社 名 エン・ジャパン株式会社  
(コード番号 4849 東証プライム)  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 孝二  
問合せ先 管 理 本 部 長 土方 敬夫  
(TEL. 03-3342-4506)

## 特別調査委員会による調査の進捗に関するお知らせ

当社は、2023年5月23日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」及び同年6月2日付「第23回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の海外連結子会社である英才網聯（北京）科技有限公司（以下「本件子会社」といいます。）の総経理（以下「総経理」といいます。）により同社の預金が私的に流用されている可能性があることの判明を受け、「特別調査委員会」を設置し調査を行っておりましたが、現時点までの調査の進捗は下記のとおりとなっておりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 銀行預金残高齟齬に関する調査の進捗

2023年5月19日付け「当社海外子会社による不適切な行為の疑義発覚に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、社内調査により、同年5月17日に、本件子会社において、総経理が同社の預金を私的に流用している可能性があること（以下「本事案」といいます。）が発覚しました。

具体的には、同年5月初旬ごろ、当社から本件子会社に対して、当社の連結決算作業のため資料及び情報の提出を求めた際、本件子会社が、監査報告書及び銀行預金残高証明書を提出しないという事態に陥りました。更に、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人（以下「EY」といいます。）からも、同年5月9日に、本件子会社に関して不正の兆候又は不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が存在するという指摘をメール文書で受けたため、当社から本件子会社に対し、改めて強く銀行預金残高証明書の提出を求めると共に、同年5月17日に総経理にヒアリングを行ったところ、総経理が本件子会社の銀行預金を私的に流用した疑いがあることが発覚しました。その後、同年5月18日に本件子会社から銀行預金残高が確認できるデータ（インターネットバンキングの画面コピーや通帳の写真等を含みます。）の提出を受け、当該データに記載された預金残高が、本件子会社の帳簿上の預金残高に対して約1,482万人民元（約3億500万円）不足していることが判明しました。

そこで当社は、当社社外取締役監査等委員長からの助言も受け、特別調査委員会の設置が必要と判断し、2023年5月23日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会を設置し、本事案に関する事実関係の調査、本事案に類似する事案の存否及び事実関係の調査、本事案が生じた原因の分析と再発防止策の提言等を目的として、本事案に関する調査・分析を進めております。

特別調査委員会は、当社及び本件子会社の関係者へのヒアリングやデジタル・フォレンジック、銀行取引明細書や帳簿等の書類の精査・分析等の調査を実施しております。現在までの調査の中で、当社は、銀行口座の預金残高が帳簿上の残高に不足しているのは、総経理による本件子会社からの借入れについて記帳していないためであり、2010年1月から2016年9月までに合計1,385万人民元の借入れを行った旨、及び、借り入れた金銭は、本件子会社の経理担当職員に指示をして、総経理その他の本件子会社の董事等が個人的に保有している法人等の銀行口座に送金させていた旨の説明を受けており、現在、説明内容に係る事実関係や、第三者の口座を送金先とした理由を確認中です。なお、総経理は、ヒアリングに対し、本件子会社の資産のうち、自身の持株比率に相当する

49%は自らの資産であり、自身が自由に使えるものであるとの主張や、必要に応じて本件子会社の資金の借入れ及び返済を行っていたことがある旨の説明を行っており、今後の調査過程で、長期間において本事案と同様の事案があったことが判明する可能性も否定できません。

更に、帳簿及び銀行取引明細を入手し調査を行う過程で、2023年6月16日に、本件子会社の子会社である北京博納百通科技发展有限公司から総経理の出資先会社に対して、会計記録には計上されておらず銀行取引明細にのみ記録のある入出金が存在することが判明しました。かかる事態を受け、本件子会社の子会社各社においても類似事案が無いことを確認するため、本件子会社及びその子会社の財務経理担当者をも調査対象としてデジタル・フォレンジックを実施する予定です。

長期間にわたり本事案の存在を発見できなかったのは、当社における本件子会社に対する管理不足によるものであることから（なお、当社が本件子会社に出資してから約1年が経過した2007年4月頃から、本件子会社にかかる合弁の解消、すなわち当社の撤退を視野に入れて総経理と撤退方法を協議していたことが、当社が本件子会社の経営を総経理に委ね、管理が不十分となっていた一因でした。また、そもそも本件子会社が当社の内部監査上重要な子会社として位置づけられていなかったことも、全般的な管理不足につながりました。）、当社は、本事案に至った原因を解明し、再発防止につなげるためにも、引き続き、特別調査委員会の調査が迅速に行われるよう、全面的に協力してまいります。

## 2. 社会保険料未納に関する疑義の判明及び調査の進捗

本事案に係る調査を進める中で、当社は、2023年5月25日に、本件子会社から、本件子会社における社会保険料未納の問題（以下「社保未納問題」といいます。）の存在を報告されました。総経理は、同年3月及び同年5月にも、当社に対し、本件子会社に社会保険料の未納があると発言したことがあります。かかる発言は、特に具体的根拠も示されず手短かに述べられたものであったため、当社としてその実態調査を喫緊の課題とは捉えておりませんでした。もっとも、今般、本事案に係る調査の中で改めて社保未納問題の報告を受け、会計監査の前提として正確な財務諸表の作成が必要であることから、同年6月5日以降、当社を主体として、社保未納問題の実態調査を開始いたしました。

未納額の総額については、現在調査中で、会計処理上の要件に従い、これら未納額について引当金処理又は未払計上がなされる可能性があります。債務認識すべき金額についても現在検討中です。

なお、前述のとおり、社保未納問題については、当社を主体として調査を実施しておりますが、本件子会社関係者のうち本事案及び社保未納問題の調査対象者は大幅に重複しているところ、現在、これらの調査対象者に対しては、特別調査委員会による本事案に係る調査が継続しておりますので、本事案及び社保未納問題の双方について迅速かつ効率的に調査を行うため、当社から特別調査委員会の委員が所属する大江橋法律事務所、西村あさひ法律事務所及び株式会社KPMG FASに対し、本事案の調査の際に社保未納問題に係る情報収集及び法的助言提供も並行して行うことを委託しております。また、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社に対しても未納社会保険料額の算定業務を委託するとともに、中国における社会保険料未払いにつき知見のある専門家の見解書を取得いたします。その過程で社保未納問題に関して当社が得た情報及び調査・検討結果については、全て特別調査委員会にも提供いたします。

## 3. 今後の見通し

特別調査委員会の調査報告書につきましては、受領後速やかに公表いたします。

2023年6月30日が提出期限の第23期（2023年3月期）有価証券報告書につきましては、当該期限までに提出できないこととなったため、関係当局と調整の上で対応し、詳細が決定次第、速やかにお知らせいたします。

当社の株主及びお取引先をはじめとする関係者の皆様におかれましては、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上